

東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会設置要綱

平成 7 年 1 2 月 1 5 日
7 福地地第 5 8 2 号
平成 1 3 年 4 月 1 日
13 福生地第 8 4 号
改正 平成 1 6 年 8 月 1 日
16 福生地第 7 7 9 号
改正 平成 3 0 年 9 月 5 日
30 福保生計第 1354 号
改正 令和 3 年 8 月 3 1 日
3 福保生計第 9 0 4 号

第 1 設置

東京都における福祉のまちづくりに関する施策の推進について、事業者団体等と連絡協議を行うことにより相互の有機的な連携を図るため、「東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

第 2 所掌事務

連絡協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉のまちづくりに関する施策の推進についての連絡協議
- (2) 福祉のまちづくりに関する施策の推進についての情報交換
- (3) その他、必要な事項に関する事。

第 3 構成

連絡協議会は、福祉保健局長が委嘱する事業者団体等の代表から成る委員 2 5 名以内をもって構成する。

第 4 委員の任期

委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 連絡協議会の運営

連絡協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 連絡協議会は、会長が必要に応じて招集する。
- 3 会長は、連絡協議会を主宰する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第 5 の 2 オンラインによる会議

感染症のまん延防止の観点から開催場所への参集が困難と判断される場合や効率的な会議運営など、会長が必要と認める場合は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）を活用した会議を開催することができる。

第 6 庶務

連絡協議会の庶務は、福祉保健局生活福祉部において処理する。

第7 その他

この要綱の定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成7年12月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。